

○ 立田山野外保育センター消防計画

平成 14 年 6 月 1 日作成
平成 16 年 6 月 16 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 2 月 10 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正

第1 目的及びその適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、一般社団法人熊本市保育園連盟が設置・運営する立田山野外保育センター（以下「センター」という。）の防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用する。

- (1) 当該管理権原の及ぶ範囲は、センターの敷地・建物・設備・備品等の全部とする。
- (2) センターに勤務し、出入りするすべての者
- (3) 防火管理業務の一部を受託している者

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、センターの防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及びその立ち会い
- (5) 改築工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取扱いの指導及び監督
- (7) 収容人数の適正管理
- (8) センター職員に対する防災教育の実施
- (9) 火元責任者等に対する指導及び監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) その他

第3 消防機関への連絡等

(消防機関への報告等)

第5条 管理権原者及び防火管理者が消防機関へ報告、連絡する事項は、下表のとおりとする。

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任)届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者

(2) 消防計画作成 (変更)届出	消防計画作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点 検結果報告	1年に1回(防火管理者の確認を受けた後に)	消防用設備 点検受託者
(5) 消防用設備等の 設置届出	自動火災報知設備を増設、改設、移設したとき	管理権原者

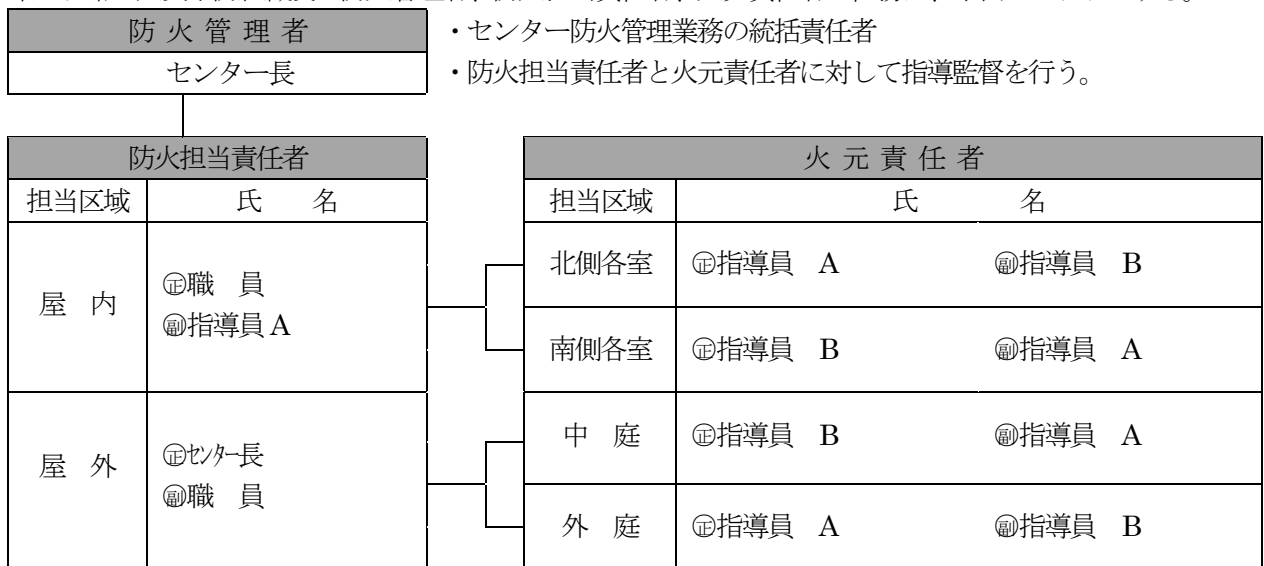
(防火管理関係書類の作成等)

第6条 防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理関係書類綴を作成し、整理し、保管しなければならない。

第4 火災予防上の点検及び検査

(火災予防組織)

第7条 日常の火災予防組織及び防火管理者、防火担当責任者、火元責任者の任務は、下表のとおりとする。



- ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに火元責任者に対し指導監督を行う。
- ・防火管理者を補佐する。

- ・担当区域の火災予防について消防用設備等の点検を行い業務日誌に記載する。

(消防用設備等の点検)

第8条 消防用設備等は、計画的、定期的に自主点検及び法定点検を実施する。

(自主点検)

第9条 火元責任者は、毎日1回、目視等により消防用設備等の点検を実施し、その結果を業務日誌に記録する。

2 防火担当責任者は、毎月1回、消防設備等自主点検表(様式1)により点検を実施し、その結果を記録する。

3 防火管理者は、定期的に自主点検の実施状況を確認するものとする。

(法定点検)

第10条 消防用設備等の法定点検は、年2回、セコム株式会社(テクノ事業本部 熊本支所)に委託して実施する。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

(報告等)

第11条 自主点検及び法定点検の実施者は、点検結果を定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分

がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

- 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(立入検査の立会い)

第12条 消防職員の立入検査に際しては、防火管理者又は防火管理者の指定した者が立ち会わなければならない。

第5 厳守事項

(火気管理等)

第13条 センターに勤務し、出入りするすべての者は、次の事項を厳守しなければならない。

- 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わないこと。
- 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認すること。
- 火気設備器具は、指定された場所で使用すること。
- 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しないこと。
- 火気設備器具及び燃焼器具等の使用責任者は、火気使用中は、持ち場を離れないこと。
- 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませないこと。

(防火管理者の事前承認等)

第14条 センター利用者が次の行為を行うときは、火気取扱責任者を定めた上で、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- 屋外料理、キャンプファイヤー、キャンドルサービス、花火、蚊取線香、その他火気を使用するとき。
- 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき。
- 各種火気設備器具を新設又は増設するとき。
- 工事を行う者が、溶接・溶断など火気を使用し、又は危険物を持ち込むとき。

(火気の使用制限)

第15条 防火管理者は、火災警報発令下又は火災発生の危険、あるいは人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、火気使用の制限、禁止又は危険の場所への立入禁止を命ずることができる。

(周知広報等)

第16条 防火管理者は、センター利用団体の責任者等に対し、第13条から第15条に掲げた事項について事前周知するとともに、センター内の見やすいところに掲示する。

第6 自衛消防組織等

(組織の編成)

第17条 自衛消防組織の編成は、下表のとおりとし、この表はセンター事務室内の見やすいところに掲示する。

自衛消防隊長		昼 間	夜 間
☑センター長 ☑センター職員	通報連絡班	☑センター長 ☑センター職員	☑宿直員 ☑引率責任者
		☑☑不在時：指導員 A、指導員 B	
	初期消火班	☑指導員 A ☑指導員 B	☑引率責任者 ☑宿直員
		班員：センター長、センター職員、引率者など	
	避難誘導班	☑指導員 B ☑指導員 A	☑引率責任者 ☑宿直員
		班員：センター長、センター職員、引率者など	

(自衛消防活動)

第18条 通報連絡、初期消火、避難誘導等の担当班員の行動基準は、下表のとおりとする。なお、センター職員には、別に「危機管理マニュアル」を作成し、配布する。

担当班名	行 動 基 準
(1) 通報連絡	ア 自動火災報知設備の受信盤に火災表示を認めたときは、事務室にセンター職員1人を残し、他の職員は消火器、マスターキーを持って現場へ急行する。 イ 火災を発見した者又は火災の連絡を受けたセンター職員は、事務室に通報するとともに、大声で周囲の者に連絡する。 ウ 事務室にいるセンター職員は、自動火災通報装置により119番通報するとともに、放送設備を使用して出火場所や消火・避難誘導などを指示する。なお、放送文は、放送設備の付近に常備する。 エ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ連絡する。 オ 防火管理者が不在のときは、緊急連絡表により防火管理者に連絡する。
(2) 初期消火	ア 出火場所に急行したセンター職員は、積極的に初期消火活動を行う。 イ 初期消火活動には、消火器、水道、防火バケツ等を用いる。
(3) 避難誘導	ア センター職員は、センター正面入口及び非常口から避難誘導する。 イ 避難場所は、原則として、第1駐車場とする。 ウ センター職員は、放送設備やハンドマイク等を使い、落ち着いて行動するよう誘導する。 エ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。 オ 負傷者がいる場合は、応急手当を行い、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。 カ 負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

- 2 自衛消防隊の活動範囲は、センター施設及び敷地の範囲内とする。
- 3 近接する林野や建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- 4 ガス漏れ事故の防止策は、別に定める。

第7 休日・夜間の防火管理体制

(宿泊利用のある日)

第19条 宿泊利用のある日の夜間は、公益社団法人熊本市シルバー人材センターに委託して宿直員を配置し、定期巡回等により火災予防上の安全を確保する。

- 2 火災が発生したときは、宿直員は、直ちに消防機関に通報するとともに、宿泊利用団体の責任者と協力して適切な初期消火と利用者の避難誘導を行う。また、消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
- 3 宿直員には、「宿直業務の手引き」を作成し、配布する。

(宿泊利用のない日)

第20条 センター休所日、宿泊利用のない夜間は、セコム株式会社（熊本東支社）に委託して機械警備を行なう。

- 2 セコム株式会社から火災発生等の連絡、通報を受けた防火管理者は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

(震災予防措置)

第21条 地震対策を実施する責任者は、防火管理者とする。

- 2 防火管理者は、地震時の災害を予防するために、次の事項を実施する。
 - (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
 - (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の落下防止措置を行う。
 - (3) 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
 - (5) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

(地震後の安全措置)

第22条 地震発生直後は、センター職員及び利用者等の身の安全を守ることを第一とし、次のような安全措置を講

じる。

- (1) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (2) 火気設備器具の直近にいるセンター職員は、元栓・器具栓の閉止、電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認して、防火管理者に報告する。
- (3) 地震動終了後、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備器具は、安全確認後、使用する。

(震災時の活動)

第23条 地震時の活動は、第17条及び第18条の規定によるほか、次のことを行う。

- (1) テレビ、ラジオ等により、震災情報の収集に努め、周辺の状況を把握する。また、混乱防止を図るため、必要な情報はセンター職員及び利用者等に知らせる。
- (2) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
- (3) 避難誘導は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により開始する。それまでは、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (4) 臨時的な避難場所は、センター「第1駐車場」とし、必要な場合は、熊本市が設置する避難所及び広域避難場所等に誘導する。なお、避難は、車両等は使用せず全員徒歩とする。

(警戒宣言が発せられた場合)

第24条 警戒宣言が発せられた場合、第17条の規定による自衛消防隊を設置し、第18条に定める自衛消防活動を行う。

- 2 原則として、利用者に利用を中止させ、混乱しないよう退所できるよう準備させる。
- 3 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。
- 4 地震の被害防止のため、窓ガラス等の破損及び散乱防止措置、照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措置を講じる。

第9 防災教育及び訓練

(教育訓練)

第25条 防火管理者は、防災に関する教育及び消防訓練を計画的に実施し、センター職員の防災意識の高揚と自衛消防組織の強化に努めなければならない。

- 2 前項の教育及び訓練は、児童福祉施設最低基準第6条第2項の規定に基づき、原則として毎月1回、センター職員全員を対象として実施し、このうち火災発生を想定した消防訓練（通報連絡、初期消火、避難誘導）を年2回以上実施する。
- 3 防火管理者は、消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。
- 4 防火管理者は、消防訓練の実施前に、使用する施設、資機材及び設備等の点検を実施する。また、訓練時に、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
- 5 防火管理者は、防災に関する教育及び消防訓練終了後直ちに実施結果を、消防訓練記録（様式2）に記録し、以後の教育及び訓練に反映させるものとする。

様式1 省略

様式2 省略